



平成31年1月16日

海上保安庁

平成30年における密輸及び密航取締り状況について

～訪日クルーズ船を利用した犯罪を相次いで摘発～

海上保安庁では、訪日クルーズ船の外国人乗客による覚醒剤や生体カメ等の密輸入事件を相次いで摘発したほか、行使目的の偽造在留カード所持事件を摘発しました。

I 密輸取締り状況

1. 取締り状況（別添1「最近における密輸事犯等の摘発状況」参照）

(1) 平成30年に当庁が摘発※した薬物事犯は15件であり、前年と比較し7件増加しました。このうち覚醒剤の密輸入事件は9件であり、その手口としては、海上コンテナ貨物へ覚醒剤を隠匿し、一度に大量の覚醒剤を密輸するものや、訪日クルーズ船の乗客が手荷物へ隠匿して密輸するものなどがありました。年間押収量としては約310kg（末端密売価格：約186億円相当。使用回数：約1,103万回相当）でした。

また、海上における大麻不法所持事件は引き続き発生しており、未成年によるものも摘発しております。

※ 当庁単独又は関係機関との合同によるもの

(2) 銃器事犯は1件を摘発しており、外国人による自動装填式拳銃1丁及び実包8発の密輸入として摘発しました。

(3) 平成30年に当庁が摘発した金地金の密輸入事犯はありませんでした。

(4) その他、訪日クルーズ船の中国人乗客2名によるミナミイシガメ7匹及びモエギハコガメ1匹の生体カメ合計8匹（いずれもワシントン条約に該当）の密輸入未遂事件を当庁では初めて摘発しました。

2. 傾向

海上ルートによる密輸事犯については、海上コンテナ貨物への隠匿等の手口により、一度に大量の覚醒剤を密輸する事犯を相次いで摘発したほか、訪日クルーズ船の外国人乗客が関与した国内持込みによる密輸事犯も摘発しています。このように、密輸手口の大口・巧妙化が引き続き見受けられるとともに、昨今の訪日クルーズ旅客数の急増に伴い、訪日クルーズ船を利用した犯罪も増加しております。

また、依然として、国際犯罪組織が関与するものも発生しております。

一方で、最近では、内航フェリー等の船内で旅客が薬物を使用・所持する事件も発生しており、一般人による薬物の乱用が懸念されます。

II 密航取締り状況

1. 取締り状況（別添2「最近における密航事犯の摘発状況参照」）

- (1) 平成30年に当庁が摘発した不法出入国事犯は2件であり、前年と比較し1件増加しました。
- (2) 摘発人数は、不法入国者2名、不法出国者1名、不法出国手引者1名でした。
- (3) 訪日クルーズ船の中国人乗客2名が、行使目的で偽装在留カードを不法所持していた事件を当庁では初めて摘発しました。

2. 傾向

海上ルートによる不法出入国事犯については、訪日クルーズ船の外国人乗客による事犯や密航斡旋ブローカーの関与が疑われる数名規模の密航事犯を摘発しており、小口・巧妙化の傾向が続いています。

III 今後の対策

国内外の関係機関との連携を引き続き強化しつつ、薬物・銃器等の瀬取りや密航者の受渡しが行われる可能性のある海域において、巡視船艇・航空機による監視・警戒を重点的に実施します。また、これらの犯罪を引き起こす蓋然性が高い地域から来航する船舶に対して、重点的な立入検査や監視を実施することで、密輸・密航の水際阻止を図ります。

最近における密輸事犯等の摘発状況

1. 薬物事犯の摘発状況

区分		年別	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
摘発件数			7	7	12	8	15
押 収 量	覚醒剤		195.71kg	83.29kg	1,314.39kg	825.61kg	310.63kg
	大 麻		3.2g	0.7g	1.0g	101.9g	23.59g
	麻 薬		0	86.39g	646.39g 66錠	71.31kg	115.21kg
	あへん		0	0	7.95g	0	0
	指定薬物		0	0.52g	0	0	0

※表の数値は、当庁が単独又は他機関と合同で摘発したものの。

2. 銃器事犯の摘発状況

区分		年別	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
摘発件数			1	0	0	3	1
押 収 量	銃砲(丁)		0	0	0	2	1
	拳銃(丁)		0	0	0	1	1
	準空気銃等(丁) ※模造拳銃を含む		1 (模造拳銃)	0	0	1 (模造拳銃)	0
	実包(発)		0	0	0	0	8

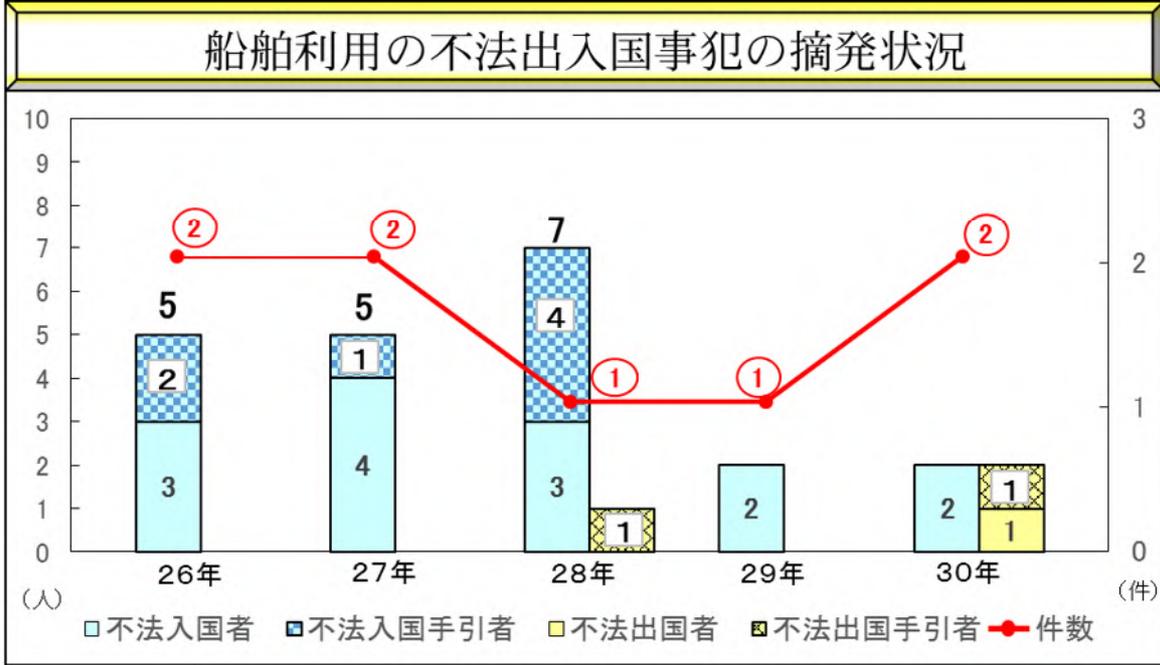
※表の数値は、当庁が単独で摘発したものの。

3. 金地金事犯の摘発状況

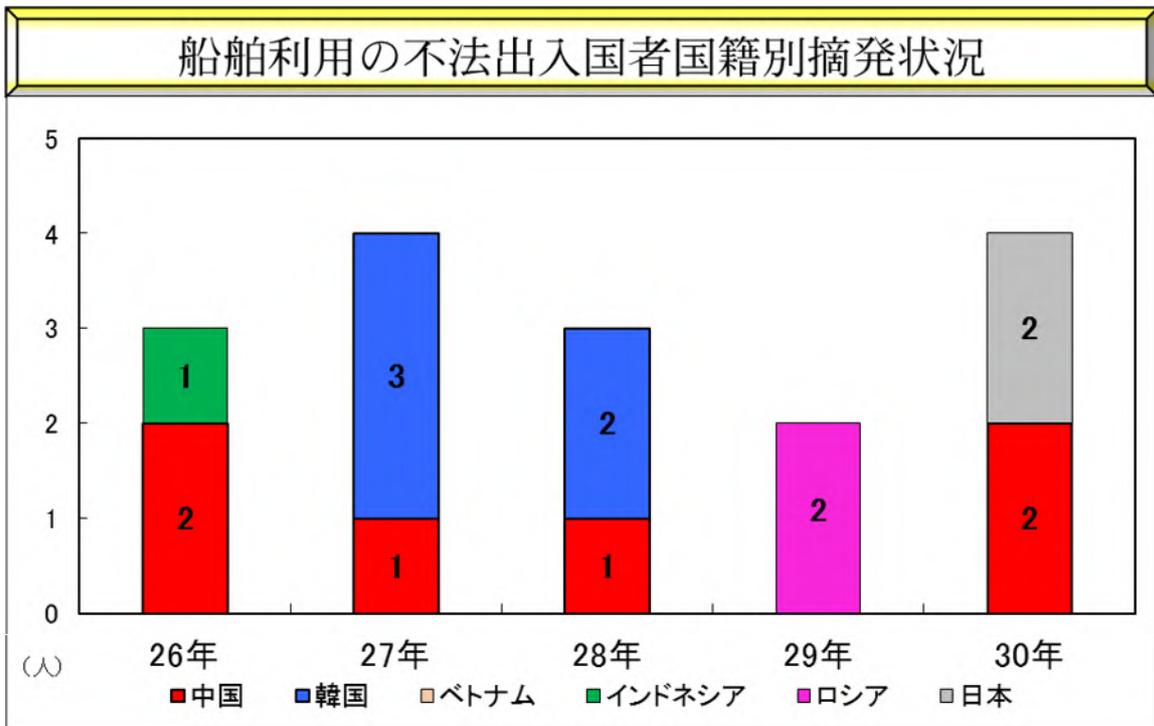
区分		年別	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
摘発件数			0	1	1	2	0
押収量			0	20kg	15kg	233kg	0

※表の数値は、当庁が単独又は他機関と合同で摘発したものの。

最近における密航事犯の摘発状況



(注)・表の数値は海保単独又は他機関と合同で摘発したものを示す
 ・不法入国者数には不法上陸者を含む
 ・不法出国者数には不法出国企図者を含む



(注)・表の数値は海保単独又は他機関と合同で摘発したものを示す
 ・不法入国者数には不法上陸者を含む
 ・不法出国者数には不法出国企図者を含む

平成30年の主な摘発事例

【事件名】 フェリーあかしあ船内大麻不法所持事件（京都府舞鶴市）

平成30年2月、舞鶴海上保安部は、舞鶴港向け航行中のフェリーあかしあから、乗客が暴れているとの通報を受け、入港後に臨場して調査したところ、同男性の着衣のポケット内から大麻を発見したことから、大麻取締法違反(所持)で現行犯逮捕しました。



押収した大麻

平成30年の主な摘発事例

【事件名】暴力団親交者等による覚醒剤密輸入事件（福岡県福岡市）

平成30年5月、第三、五、七管区海上保安本部、国際組織犯罪対策基地及び福岡海上保安部は、関係機関と合同で、香港を仕出しとし、大阪港を仕向けとする海上コンテナ貨物の木枠に隠匿した覚醒剤約100キログラムを本邦へ密輸入した香港人4名及び日本人3名を覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）で逮捕しました。



押収した覚醒剤



押収した覚醒剤

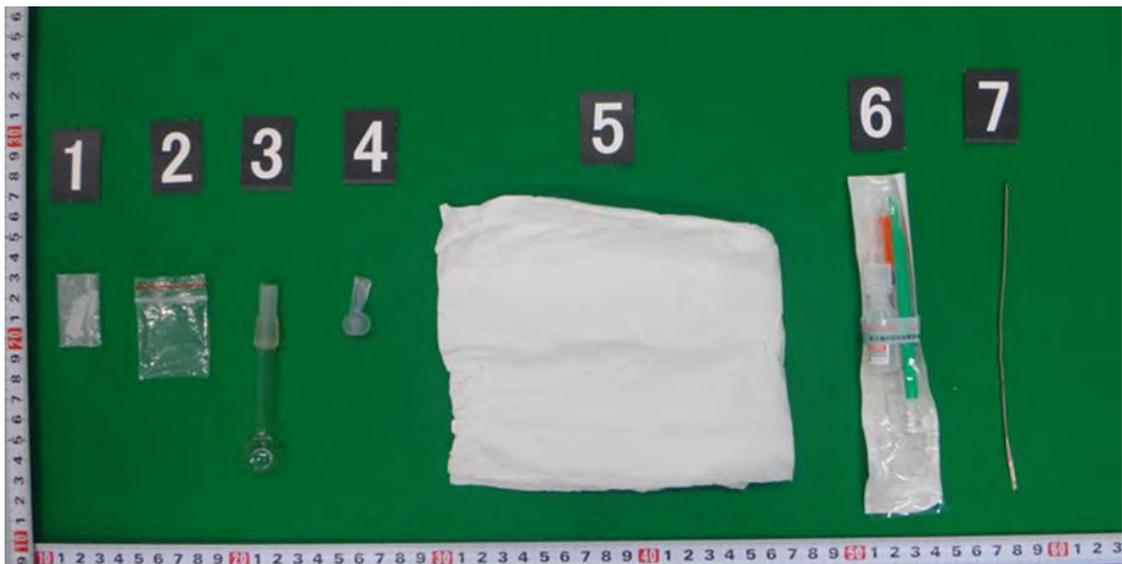
平成30年の主な摘発事例

【事件名】訪日外航クルーズ船乗客による覚醒剤密輸入事件（沖縄県那覇市）

平成30年9月、那覇海上保安部は関係機関と合同で、台湾から那覇港に入港したクルーズ船を利用し、覚醒剤0.46グラムを本邦へ密輸入した台湾人1名を覚せい剤取締法違反（輸入）で逮捕しました。



訪日クルーズ船



押収した覚醒剤

平成30年の主な摘発事例

【事件名】訪日クルーズ船乗客による生体カメ密輸入未遂事件（沖縄県那覇市）

平成30年8月、那覇海上保安部は関係機関と合同で、中国から那覇港に入港したクルーズ船を利用し、ワシントン条約に該当する「ミナミイシガメ」7匹及び「モエギハコガメ」1匹を密輸入しようとした中国人男性乗客2名を関税法違反（無許可輸入未遂）で逮捕しました。



ミナミイシガメ



モエギハコガメ

平成30年の主な摘発事例

【事件名】ヨットを使用した邦人不法出国事件(沖縄県那覇市)

平成30年5月、石垣海上保安部は、検疫職員から「石垣島を出港した日本籍ヨット(船長以下5名乗組み)が台湾入国後、検疫に関する通報なしで西表島へ入港した。」旨の通報を受け、調査を行ったところ、船長が、入管職員から「船長のパスポートの有効期限が切れているため、出国できない。」旨の指摘を受けたにも関わらず、乗組員1名と協力して不法に出国した事犯を摘発しました。



不法出国した日本籍ヨット

平成30年の主な摘発事例

【事件名】中国人乗客による行使目的偽造在留カード所持事件(福岡県福岡市)

平成30年7月、福岡海上保安部は、税関職員から「博多港着岸中の訪日クルーズ船の乗客が、偽造在留カードを所持しているとの通報を受け、調査を行ったところ、乗客の中国人2名が使用目的で偽造在留カードを所持していたことが判明したことから、出入国管理及び難民認定法違反(行使目的による偽造在留カードの所持)で逮捕しました。

なお、その後の捜査で、同2名が観光目的ではなく、長期間滞在して就労するために上陸するつもりであったことが判明したので、出入国管理及び難民認定法違反(不正上陸)で逮捕しました。



訪日クルーズ船

平成30年の主な摘発事例

【事件名】ベトナム籍留学生による不法就労事件(岡山県倉敷市)

平成30年9月、水島海上保安部は、広島入国管理局と合同で、岡山県倉敷市石見町在住のベトナム人留学生が、平成27年4月ころから許可された資格外活動の範囲(原則、週28時間以内の就労)を大幅に超えて、港湾運送関連事業会社等で就労していたことを特定し、同人を出入国管理及び難民認定法違反(無許可就労)の容疑で逮捕しました。



港湾運送関連事業会社に就労時、乗船していた船舶